

軽自動車検査情報の取扱いに関するマニュアル

I：目的

本マニュアルは、当社における軽自動車検査情報を適正に取扱うために、軽自動車検査情報の適正な取扱いに関する組織体制の確立、実施、見直し等を図ることにより、当社の業務遂行と当社の軽自動車検査情報の適正な取扱いを両立させることを目的として、基本的な事項を定める。

II：適用範囲

本マニュアルは、当社の内外を問わず、当社の従事者が軽自動車検査情報を取り扱う場合に適用する。

III：軽自動車検査情報の取扱いに関する社内体制と管理者

当社における軽自動車検査情報の適正な取扱いのため、当社の代表者が選任する軽自動車検査情報安全管理総括責任者を設置し、当社の内外の軽自動車検査情報の適正な取扱いについて統括し、軽自動車検査情報を取り扱う従事者（軽自動車検査情報運用従事者）を監督・指導する。

IV：軽自動車検査情報の利用

（1）軽自動車検査情報の利用目的

流通確認のために全軽自協と流通確認業務システムの契約を締結した所有者（登録所有者）の所有権留保車両の情報を管理する。正確な所有権留保車両の情報を管理するために軽自動車検査情報を利用する。

（2）軽自動車検査情報の利用方法

全軽自協において軽自動車検査情報提供システムから、当社が所有している車両の軽自動車検査情報を抽出する。抽出した軽自動車検査情報は、流通確認業務システムにおいて固有情報（流通確認システム利用者 ID、所有権解除フラグ等）を付与し、所有権留保車両情報として、データベースに登録する。

当社では流通確認業務システムの利用者として、当社が所有する車両の所有権留保車両情報を参照し、所有権解除フラグの有無を設定する。これにより、全軽自協における流通確認業務において所有権留保車両かどうかの判定に使用いただく。

V：軽自動車検査情報の安全管理

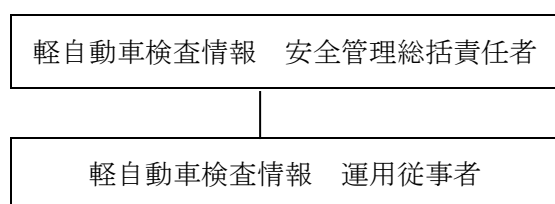
- ① 情報提供設備を設置する施設及び軽自動車検査情報を記録した記録媒体を保管する施設への立ち入りの制限

⇒ 情報提供設備を設置する施設及び軽自動車検査情報を記録した記録媒体を保管する施設への立ち入りは、弊社社員または弊社社員が許可した者のみに制限される。

また、軽自動車検査情報を納めた電子媒体は、施錠された場所に保管し、所定の手続きなしでは、媒体を持ち出すことは禁止する。

- ② 軽自動車検査情報を取扱う者の識別番号及び暗証番号又は指紋、写真その他の当該者を識別することができる情報による認証
⇒ 軽自動車検査情報を取り扱う場合は、認可された I D / パスワードを持つ者のみに限られる。
- ③ 軽自動車検査情報の暗号化
⇒ 外部とのデータ連携に関しては、必ず、暗号化して送付する。
- ④ 従業者に対する教育及び訓練の実施
⇒ 定期的（年 1 回）に情報セキュリティに関する社員教育を実施する。

VI：軽自動車検査情報の安全管理組織図 ※



所有者（登録所有者）情報のとおり（別紙）

※軽自動車検査情報、安全管理組織運用概要

本組織は軽自動車検査情報の的確な取扱いのために、代表者が選任する軽自動車検査情報安全管理総括責任者を設置し、当社の内外の軽自動車検査情報を取り扱う従事者を監督・指導する。

以上

改訂履歴

版数	発行日	改訂箇所	改訂内容
第 1.0 版	2024 年 7 月 1 日		初版発行